

### 第3章 目指す将来像

県では、健全で恵み豊かな愛媛の環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代へ引き継ぐため、平成8年3月に愛媛県環境基本条例を制定し、環境の保全についての基本理念を定めるとともに、県民、事業者、行政の責務を明らかにして、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

#### 【愛媛県環境基本条例】(前文)

私たちのふるさと愛媛は、比類のない美しさを誇る瀬戸内海及び宇和海に面し、西日本最高峰の石鎚山を擁する豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの生活に大きな恩恵を与えている。

私たちは、この健全で恵み豊かな環境の中で、過去から現在へと長い年月を掛けて、生活を営み、産業を興し、特色ある文化をつくり上げてきた。

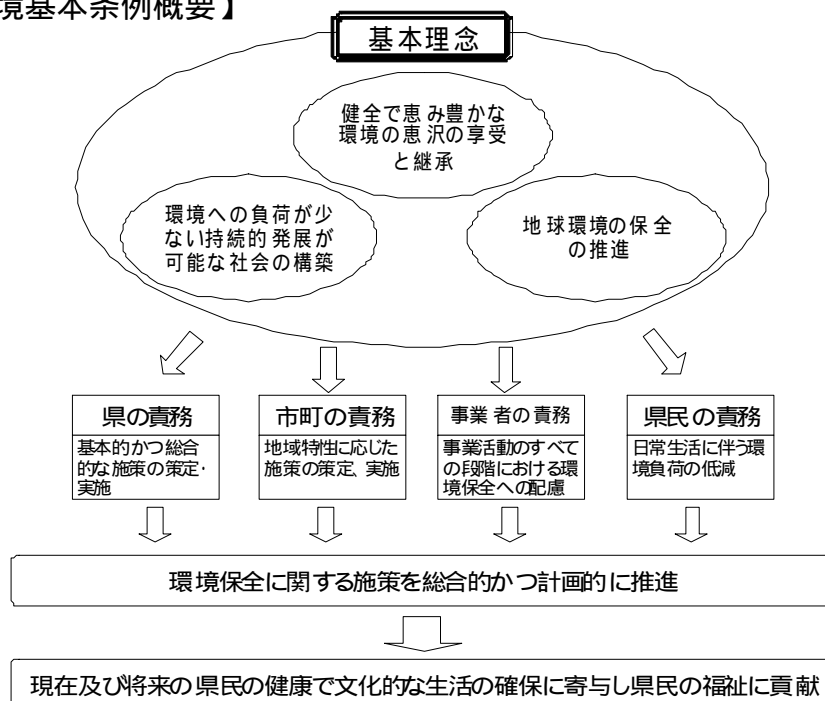
しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を及ぼしている。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらに、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な愛媛の実現に、総合的かつ計画的に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

#### 【愛媛県環境基本条例概要】



また、第五次愛媛県長期計画では、県政運営の基本理念を「共に創ろう誇れる愛媛」とし、その実現に向けた環境分野の基本施策を「快適えひめ さわやかな環境と安心で快適な生活を楽しめる愛媛の創造」として各種施策を展開してきています。

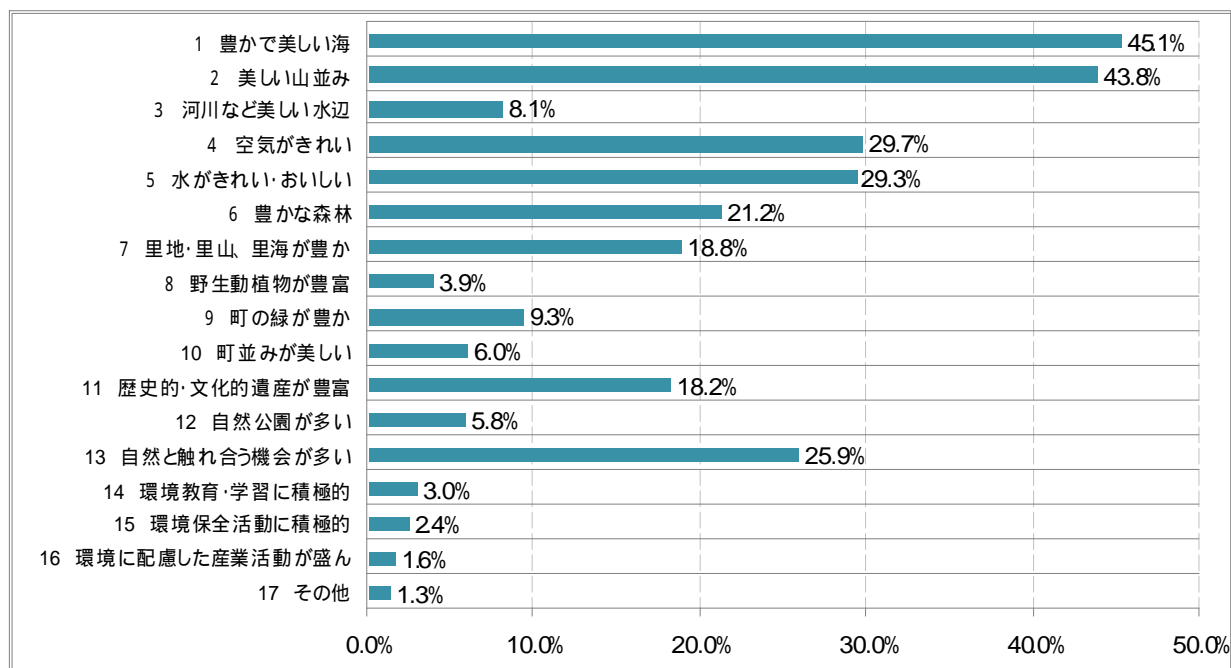
さらに、重要性、緊急性の観点から、「環境と自然が生きる社会づくり」を重点課題として、環境と調和し美しく豊かな自然と共生できる生活スタイルとシステムづくりのため総合的に施策を推進してきたところです。

そして、後期実施計画では、基本施策「快適えひめ」を実現するための重点目標を「安全・安心で快適な暮らしの実現」として、「循環型社会システムの構築」や「生活環境の保全」などの優先施策を重点的に実施しています。

県民意識調査では、将来の愛媛県の環境のイメージについて、「豊かで美しい海」と答えた人の割合が 33.8%と最も高く、以下、「環境に配慮した産業が盛ん」が 26.0%、「水がきれい・おいしい」が 25.9%、「河川などの美しい水辺」が 25.0%、「環境保全活動に積極的」が 22.3%の順となっており、愛媛の豊かな自然環境を将来においても保全していくこと、そのために環境に配慮した産業や環境保全活動が盛んに行われることを望んでいることがうかがえます。

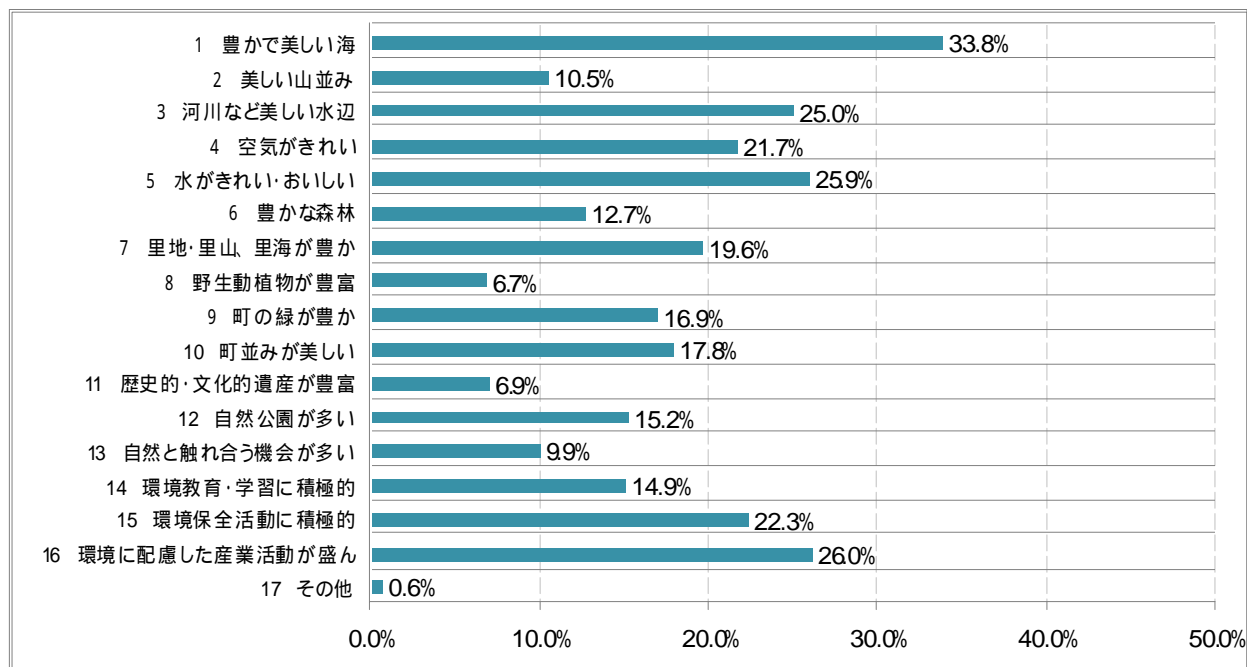
特に、現在と将来の愛媛県の環境のイメージの比較では、現在のイメージとして 3%以下の回答であった「環境に配慮した産業活動が盛ん」(1.6%)、「環境保全活動に積極的」(2.4%)、「環境教育・学習に積極的」(3.0%)が、将来のイメージでは、それぞれ 26.0%、22.3%、14.9%と割合を大きく増加させており、県民は、環境に配慮した産業活動や環境保全活動、さらに環境教育について、率先した取組がなされるとともに、自らも積極的に取り組んでいかなければならないと考えていることがうかがえます。

図 20 現在の愛媛県の実環境のイメージ



【環境に関する県民意識調査】

図 21 将来の愛媛県の実環境のイメージ



【環境に関する県民意識調査】

## 1 基本目標

県ではこれまで、愛媛県環境基本条例や第五次愛媛県長期計画に基づき、環境の保全に係る各種施策を計画的に実施してきたところですが、第2章において検証したように、今日の環境問題は、広域化・多様化するとともに、ますます重要性を増してきています。健全で恵み豊かな愛媛の環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくためには、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、すべての主体があらゆる場面で環境とのつながりを意識し、自主的かつ主体的に環境に配慮した行動を取るとともに、相互の連携・協働の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会「えひめ環境新時代」に向けて、取組を推進することが必要です。

そこで、本計画における目指す将来像として、「基本目標」を次のとおりとします。

### 基本目標

県民と共に築く「えひめ環境新時代」の実現

～環境とのつながりを意識し、守り、育てるとともに、持続的な発展を図る～

### 「えひめ環境新時代」

県民すべてがあらゆる場面で環境とのつながりを意識し、現在の環境を守り、よりよいものに育てるため、自主的・主体的に環境との調和や適合を図る積極的な行動を取るにより実現する持続的発展が可能な地域・社会

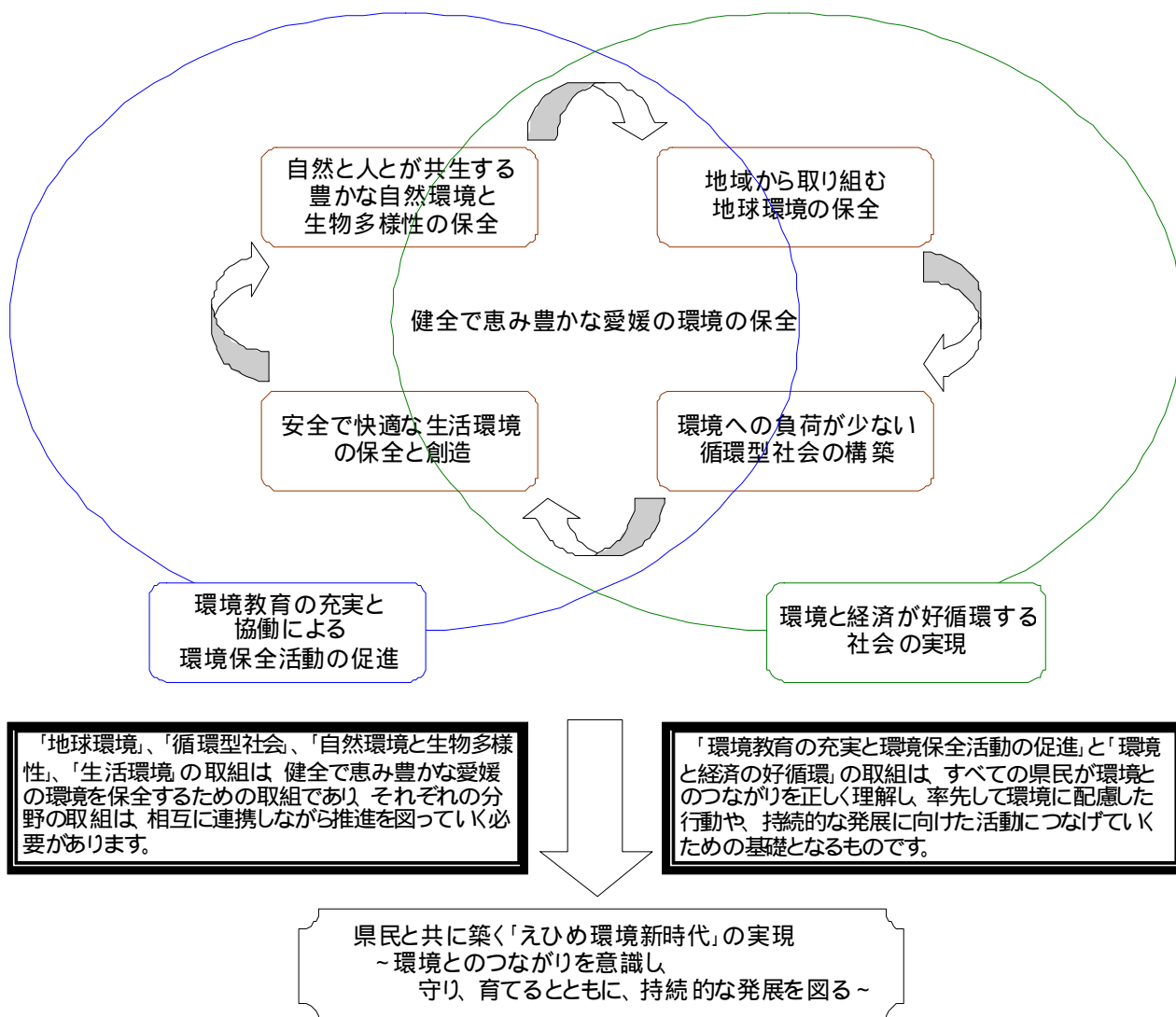
## 2 基本方針

また、この「基本目標」を実現するため、環境分野ごとに目指す方針として、次の6項目を「基本方針」と位置付け、分野ごとに各種施策や取組を推進することとします。

### 基本方針

- 1 環境教育の充実と協働による環境保全活動の促進
- 2 地域から取り組む地球環境の保全
- 3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 4 自然と人とが共生する豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 5 環境と経済が好循環する社会の構築
- 6 安全で快適な生活環境の保全と創造

## 基本方針の関連図



### 3 基本方針ごとの将来像

#### (1) 環境教育の充実と協働による環境保全活動の促進

本県の健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造し、よりよい環境を将来の世代へ引き継いでいくには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が環境に関する正しい認識を持ち、自主的、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、互いに連携、協力を進め、活動の輪を広げていく必要があります。

このため、次世代を担う子供たちへの環境教育・学習はもちろん、子供から高齢者までの各年齢層に応じた環境教育・学習が、学校、地域、家庭、職場など多様な場で活発に行われ、環境の保全に意欲的に取り組む人材が育成され、これらの人材が地域における環境活動リーダーとなり、環境活動リーダー相互の交流や、教員、企業のCSR担当者、行政等との連携や協働が推進されることで、すべての県民が自らの暮らしの中で常に環境について考え、活発に環境保全活動が行われる社会を目指します。

また、だれもが必要な環境情報を容易に入手できるように情報の収集と提供を推進します。

#### (2) 地域から取り組む地球環境の保全

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、その影響が地球規模で大きいこと、将来の世代にも及ぶことなどから、人類を含めた生物の存続基盤にかかわる重要な問題であり、しかも、私たち一人ひとりの便利で快適な日常生活や事業活動がその主な原因となっています。

こうした地球環境問題を克服するには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体は、自らの行動が地球環境に様々な負荷を与えていることを十分認識し、身近なところから、地道な取組を推進していく必要があります。

このため、県民等の各主体が一体となって地球環境保全に取り組む意識の高揚を図ることはもとより、一般家庭や事業活動における省エネ型機器や設備の導入、節電や節水、公共用交通機関の利用等自動車交通対策、みかん搾汁残さを利用したバイオエタノールなどの地域資源を活用した再生可能エネルギー利用技術の確立・普及、森林の二酸化炭素吸収源として機能を向上させるための計画的な森林整備など、地域の特性を最大限に生かして地球環境の保全に率先して取り組む社会を目指します。

### (3) 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3R（スリー・アール）の取組を推進するとともに、どうしても循環利用できない廃棄物については適正処理することが基本となります。

このため、県民一人ひとりが従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制やリサイクルなど循環を基調としたライフスタイルに転換していくとともに、事業活動においても廃棄物の発生を抑制しつつ、リサイクルに配慮した製品・サービスを提供し、更には排出者責任・拡大生産者責任などを踏まえた廃棄物の適正処理など、環境への配慮を進めていきます。

また、廃棄物を循環資源としてリサイクルを推進していくためには、循環型社会ビジネスの育成や新たなリサイクル技術・システムの開発とともに、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模での循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源は地域で循環させ、困難なものは広域的に対応していく「地域循環圏」の考え方に基づいて、リサイクル及び適正処理の体制を構築し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

### (4) 自然と人との共生する豊かな自然環境と生物多様性の保全

本県には、人の手が余り入っていない神秘的で原生的な自然環境とともに、人間生活とのかかわりの中で保全と利用の調和が図られてきた里地・里山、里海などの多様で美しい自然環境があり、それぞれの地域に特徴的な生活文化や豊かな生態系が形成されています。

このようなすばらしい自然環境の中で、自然公園などに地域の特徴的な自然環境を生かした触れ合いの場が整備されるとともに、自然観察会やエコツアーなど、自然と触れ合う機会に恵まれていることが望まれます。

また、自然公園や里地・里山、里海などでは、地域固有の生物が生育・生息する場所を保全し、そこに生息・生育する希少野生動植物の存在を明らかにするとともに、地域の生態系として保全するための対策を講じるなど、自然と人との共生する自然環境と生物多様性が保全された社会を目指します。

### (5) 環境と経済が好循環する社会の構築

事業活動は環境に大きな負荷を与えます。事業者等の環境に配慮した行動は、経済活動を制限することに加え、環境配慮にはコストがかかることなどから、従来は、環境を経済の阻害要因として、環境と経済は相反するという考え方があり

ました。しかし、持続的発展が可能な社会の実現には、環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因ととらえ、環境の保全と経済の活性化を一体化させていくことが重要となっています。

このため、環境マネジメントシステムや事業者の社会的責任活動について普及、促進を図るとともに、環境に適合した技術、商品やサービスの開発などを推進し、環境保全型の産業を創出、育成し、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって更に環境も良くなっていくような、環境と経済の好循環する社会の構築を目指します。

#### (6) 安全で快適な生活環境の保全と創造

生活環境の保全に関しては、大気、水・土壌、騒音・振動・悪臭などについて、これまでの公害防止対策や発生源に対する規制などを行った結果、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は、現在までに大きく改善が図られ、生活環境は、おおむね良好な状況となっています。

将来においても、事業者等が自主的に法令を遵守することはもとより、監視体制の整備や適切な指導を実施していくことにより、県民の健康が保護され、生活環境が保全されるとともに、生活環境が適正に保全され、良好な状況に保持されることが必要です。

また、歴史的・文化的な町並みや段々畑など、地域特有の美しい景観を保存し、景観と調和した周辺地域の整備や、これらの積極的な活用を図るとともに、都市公園などの緑地や河川やため池などの水辺の整備などにより、やすらぎと潤いのある快適な生活環境の創造を目指します。